

赤い羽根共同募金 地域配分金事業  
社会福祉法人 神戸市西区社会福祉協議会  
西区徘徊高齢者早期発見検証事業実施要綱  
通称：「西区徘徊SOSネット みまもん」

(目的)

第1条 この事業は、神戸市西区内に居住する徘徊の恐れのある認知症高齢者（若年性認知症の方を含む）が所在不明となった際、地域の支援を得て早期発見・保護できるよう、地域とのネットワークを構築し、徘徊高齢者等の安全を確保することと家族への支援を図ることを目的とする。

2 この事業は検証事業として開始し、この結果を認知症高齢者等及びその家族が暮らしやすいまちづくりに活かすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会（以下、区社協とする）とし、第4条に定める協力者及び関係機関等の協力を得て事業を推進する。

(事業内容)

第3条 この事業は次の各号に掲げる事項により構成するものとする。

(1) 登録

徘徊の恐れのある高齢者等を登録し、その情報を管理する。

(2) 協力者の確保

住民のみなさんへ広く呼びかけるとともに、民生委員児童委員や認知症サポーター、介護・福祉関係団体や公共交通機関、行政、地域の商店等さまざまな分野の事業者及びその職員や所属員への協力も促すなど、幅広く協力者を確保する。

(3) 「蛍光ナンバーステッカー」の配布

登録時に登録ナンバーの印字された「蛍光ナンバーステッカー」を配布し、徘徊の恐れのある高齢者等の靴をはじめシルバーカー、歩行杖等に貼り付け、検索時に個人の特定に役立つ。

(4) 徘徊SOSメールの配信

申込者等から登録者の検索について協力要請があった場合は、当該登録者に関する情報や所在不明時の状況等、申込者の希望する情報を速やかに協力者に対してメール配信する。申込者は、協力要請を行うにあたっては、神戸西警察署へ行方不明者届を提出し、それと併せて区社協に行方不明時の服装等、協力者が判断しやすい的確な情報を提供する。

また、当該登録者の発見等により協力要請を終結する場合は、申込者（家族等）は速やかに区社協へ連絡するとともに、区社協はその旨をすぐに協力者へメール配信する。

徘徊SOSメールの受付時間は、午前9時～午後7時とし、土日祝日・年末年始を含め、無休で対応する。ただし、通信状況他諸事情により、メール依頼の受付、配信ができなかった場合でも、区社協はその責を負わないものとする。

なお、申込者がメール配信を希望しない場合は、区社協への協力要請をしないことでその意思表示とする。

(5) 検索協力と対応

協力者は、徘徊SOSメールを受信した後、通常の生活や業務を通じて徘徊高齢者等の早期発見・保護に協力するとともに、発見した場合は速やかに神戸西警察署に連絡しなければならない。

(6) その他、事業の目的達成のために必要な業務

(申込者と届出者)

第4条 この事業の申込者は、神戸市西区内に居住する徘徊の恐れのある高齢者等の同居家族で、登録届（様式第1号）により登録したものとする。

2 この事業の届出者は、申込者に加え、申込者の同意のもと依頼されたあんしんすこやかセンター職員、介護支援専門員等とする。

(登録者と登録内容の変更・取消)

第5条 この事業の登録者は、第4条の申込者により登録されたものとする。なお、以下については、登録対象外とする。

- (1) 神戸市西区以外の居住者
- (2) 単身世帯
- (3) 病院、施設に入院、入所している者
- (4) 申請時に徘徊の恐れがない方
- (5) 同居家族が登録を望まない者

2 申込者は、登録者の状況に変化が生じた場合、また、この事業の必要がなくなった場合には、登録の取消を区社協に連絡する。区社協は登録情報変更・取消届出書（様式第2号）に必要事項を記入し、変更・取消を申し出る。また、申し出のない場合においても、登録者として適当でない場合には、区社協の判断で当該登録者のデータを削除することができる。

(協力者)

第6条 この事業の協力者は、徘徊SOSメールを受信し、日常生活の中で徘徊により所在不明となった登録者の捜索に協力する意思のある者とし、協力者登録届（様式第3号）により登録したものとする。

2 協力者は、協力の意志がなくなった場合には、取消申出書（様式第4号）を区社協へ提出し、区社協は速やかにデータを削除する。また、協力者の意志がない場合においても、協力者として適当でない場合には、区社協の判断で当該協力者のデータを削除することができる。

3 協力者登録届、及び、取消申出書は、区社協で作成、管理する「徘徊SOSメール協力者登録システム」での手続きに代えることができる。

(連携)

第7条 区社協は、この事業を円滑に実施するため神戸市西区役所、神戸西警察署、あんしんすこやかセンター、民生委員児童委員協議会、介護・福祉関係団体及び各種企業等との連携を図るものとする。

2 区社協は、第4条による申込者登録情報を神戸市西警察署と共有するものとする。

(利用料等)

第7条 この事業の利用は無料とする。ただし、連絡調整に必要な通信費等の経費は、事業に携わるものがそれぞれ負担するものとする。

(個人情報取扱い)

第8条 この事業に携わる者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。メールの転送不可義務、削除義務もこれに含む。また、その役割を辞した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区社協理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。